

平成 2 2 年度
全九州学生ジムカーナ大会
特別規則書

主催

全日本学生自動車連盟九州支部

本競技会は交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通徳の育成、安全運転の習得、そして加盟校相互の親睦を目的として開催されるもので、事故はもちろんいかなる規則違反も絶対に許されない。

なお、本競技会は社団法人日本自動車連盟（JAF）の承認のもとに、FIAの国際スポーツ法典ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技則、および本競技特別規則書により、クローズド競技として開催される。

第1条：競技会の名称

平成22年度 全九州学生ジムカーナ大会

第2条：競技種目

ジムカーナ （スラローム競技第1種）

第3条：主催者

全日本学生自動車連盟

第4条：開催期日

平成22年 6月20日 （日）

第5条：開催場所

モビリティおおむた
（旧名称 三井オートスポーツランド）
福岡県大牟田市新開町3-1

第6条：大会事務局

〒819-1112
福岡県糸島市浦志2-16-2B101
和泉 宇晃
TEL 080-5666-1102
E-mail te108572@gmail.com

第7条：競技大会役員

第1項 大会役員構成

大会会長	太田 誠一（全日本学生自動車連盟九州支部長）
審査委員長	柴田 千代治（全日本学生自動車連盟九州支部理事）
組織委員長	宇山 有（九州大学自動車部）
競技長	和泉 宇晃（九州大学自動車部）
コース委員長	和泉 宇晃（九州大学自動車部）
計時委員長	西立野 翔磨（九州工業大学自動車部）

技術委員長	岩本 裕輝 (九州大学自動車部)
救急委員長	阿形 政志
事務局長	和泉 宇晃 (九州大学自動車部)

第2項 権限

- 1 大会会長は、大会に関する一切の責任と権限を有する。また、必要に応じて顧問を委任することができる。
- 2 組織委員長は、運営に関するすべての責任を負い最終権限を有する。
- 3 競技長は、競技に関するすべての責任を負い最終権限を有する。

第8条：公式通知

本規則書に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は、公式通知によって示される。

第9条：参加受付及び参加料

第1項 参加受付期間

平成22年 6月10日(木) 必着
やむなく遅れる場合は、なぜ遅れるか、その旨を大会事務局まで伝えること。
ただし、当支部が原因による場合、やむをえない場合を除き、ペナルティを課す、参加を認めないといった対処をとるので、締切りは厳守すること。
なお、普通郵便・速達を使用すること。

第2項 参加受付クラス (排気量区分なし)

団体戦の部 団体 (3人)
(2007年4月1日以降に入学した学部生)

個人の部 B2クラス (学部生 二輪駆動車)
M2クラス (大学院生 二輪駆動車)
4WDクラス (学部生・大学院生 四輪駆動車)

在学5年以上の学部生が二輪駆動車で個人の部に参加する場合は、希望があれば、M2クラスへの参加を認める。

第3項 参加車両

1. 本競技に参加が認められる車両は、2010年JAF国内競技車両規則の第4編スピード車両規定のスピードSA車両、スピードSC車両規定に適合した車両とする。但しSC車両の気筒容積は、2500ccを含み2500ccまでとする。SC車両のロールケージはJAF国内競技車両規則に従い、6点式以上かつ斜交バーのついたロールケージを装着すること。タイヤサイズについてはこれを問わず、また最低重量については計測しない。

2. スピード SC 車両のマフラー及び安全タンクの取り付けに際し、極端な叩き出し・切除などのフロア改造は許されない。
3. 本競技会において競技車両は、スリックタイヤ及び通称 S タイヤの使用を禁止し、またタイヤウォーマー等の使用も合わせて禁止する。
4. 本競技会において競技車両は、気筒容積の変更は 2,500cc までの範囲内においてのみ認められる。
5. 本競技会において競技車両は、エンジンの搭載にあつては、車両と同一製造者のほかの公認・登録車両の生産エンジンに載せかえることが出来る。但し、当該車両のシリンダーヘッドは必ず JAF 国内競技規則における JAF 公認車両及び登録車両一覧に記載されている同形式のエンジンのものを使用しなければならない。なお、同資料における備考の項目に関しては、これを問わない。但し、過給器付きのエンジンが設定されていない形式のエンジンについては、新たに過給器を設定することは出来ない。
6. 個人の部に参加が認められる車両は、2010 年 JAF 国内競技車両規則の第 4 編 スピード車両規定のスピード SA 車両規定に適合した車両とする。

第 4 項 参加料

団体	1 チーム	24,000 円
個人	1 人	8,000 円

第 5 項 参加申込提出書類及び提出物

参加申し込みは、以下に掲げる書類を主催者へ持参、あるいは郵送すること、及び参加費を下記口座に振り込むことよって行う。

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. 誓約書
4. オフィシャル登録用紙

第 6 項 書類提出の締切日

平成 22 年 6 月 10 日 (木) 必着

遅れた場合はペナルティを課す、選手権に出走させない等の対処をする事がある。
遅れる場合は事務局へ連絡をすること。

第 7 項 本競技会において参加費は、期日までに下記口座に振り込まねばならない。

福岡銀行七隈支店普通 8 2 5 3 1 7

全日本学生自動車連盟 九州支部

期日：平成 22 年 6 月 10 日 (木)

第 8 項 参加申込場所

〒819-1112

福岡県糸島市浦志 2-16-2B101

和泉 宇晃

TEL 080-5666-1102

E-mail te108572@gmail.com

第9項 参加申込受理・参加拒否

1. オーガナイザーは参加申し込みに対し理由を示すことなくその受理を拒否する権利を有する。
2. 参加受領後、参加費は一切返還しない。但し、競技会の中止及び延期の際についてはこの限りではない。
3. 参加受理書は発行しない。

第10項参加資格及び人員

1. 本競技会の参加者は、本連盟登録部員であること。
2. 競技会開催日において免許取得後、**6ヶ月以上経過**していること。
3. 競技会開催日からさかのぼって1年以内に刑事事件及び1万円以上の罰金(反則金を含まず)、または1日以上免許停止処分を受けた交通違反(事故を含む)を犯していないこと。
4. 参加人数は、1チーム3名とする。やむを得ない理由で代理の選手を出す場合はその旨を主催者に申告し、書類を提出すること。
5. SC車両にて参加する者は、JAF発給の許可証を必要とする。
6. 競技運転者は、スポーツ傷害保険に加入していなければならない。参加申し込みの際に、加入を証明する書類を提出すること。証明が成されていない場合は出走を認めない。なお、全日本学生自動車連盟はJMRCの共済を推奨する。

第10条：参加制限

1. 同一運転者は1つのクラスにしか参加できない。
2. 同一車両によるダブルエントリーは許される。
3. 団体戦のダブルエントリーも認められるが、全日本学生大会ではダブルエントリーは認められない。

第11条：競技番号・指定ステッカー

1. 競技番号(ステッカー)はオーガナイザーが指定し、競技会当日支給する。
2. 競技番号は車両検査までに左右前部ドアに、はがれないよう確実に張付しなければならない。
3. 大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーステッカーを交付する。そのステッカーは車両の指定された部位に車両検査までに参加者の責任のもとで張付しなければならない。

第12条：車両検査

1. 参加車両は公式車両検査を受けなければならない。
2. 技術委員長は公式車両検査において安全ではない、または不適當であると判断した車両の個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正のあと再度車両検査を受けなければならない。
3. 車両検査を受けていない場合、及び結果が不適當と判断された場合は出走できない。
4. 携行ならびに着用するもの(車両検査と同時に以下のものが検査される)
 - 1 自動車運転免許証

- 2JAF 国内競技運転者許可証 (SC 車両を使用する者)
- 3 ヘルメット (JIS 規格 C 種、SNELL 規格、新 JIS 規格 / オープンカーの場合はフルフェイスタイプを装着することが望ましい)
- 4 服装は長袖・長ズボン (レーシングスーツが望ましい)
- 5 グローブ (レーシンググローブ等指の出ないもの)
5. 公式車両検査終了後の参加車両はタイヤ交換、プラグ交換、V ベルト交換などの軽微な作業を除き、変更交換作業を行う場合は、事前に技術委員長へ届け出及び承認を必要とする。
6. 参加者は、技術委員長の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両の諸元表カタログなどを提示し、証明しなければならない。
7. 公式車両検査から正式結果発表までを車両保管とし、パドック外への車両持ち出しは厳禁とする。
8. 技術委員長は、必要に応じ随時競技車両の検査をすることがある。
9. 競技終了後、上位入賞車両について車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解・組み立てを行うものとする。
10. 技術委員長が行う再車検に応じない場合及び検査の結果不合格の場合は失格とし参加料は返却しない。

第 13 条：改造車両規定

スピード SC 車両は市販されているサーキットブレーカー (種電源回路開閉装置、いわゆるキルスイッチ) を装着すること。

イグニッションスイッチおよび燃料ポンプスイッチの位置が確認できるように黄色で明示すること。または運転席から操作および車外から操作できる全ての回路を遮断する各々独立したサーキットブレーカーを装着し、エンジンを停止することができるものであること (車内のスイッチは明確に確認できるものであり、なおかつ運転者が操作できる位置に取り付けること)。その場所は外部から容易に確認できる位置とし、赤色のスパークを底辺が最小 10cm 以上の青色の三角形で囲んだ記号で表示すること (『E』を丸で囲んだ消火器の記号は不可)。

すべての車両は前後にけん引装置を備えること。新たに取付ける場合のけん引用穴あきブラケットは最小内径 50mm を有し、黄色、オレンジ色または赤色に塗装されていること。またその位置がわかるよう、けん引装置と同じ色の矢印でその場所を示すことを推奨する。

すべての配管、配線は暫定的な物であってはならず、グロメット、コネクタ、クランプなどを含め十分安全性の高いものにしなければならない。車室内を通る燃料、冷却水、ブレーキ、クラッチ等の各パイプは保護カバー (アルミテープは可、布テープは不可) を取り付けること。金属メッシュのカバーも許される。

バッテリーを他のものへ変更することができる。また、車室内を除き搭載位置を変更

することができる。ただし、トランク部へ搭載位置を変更する場合は、隔壁またはバッテリーボックス（強固なカバー）を設置し、堅固に固定されていること。

団体の部参加の車両はゼッケンおよび大学名を以下の規定に従って表記しなければならない。

- 1、 永久ゼッケンは、車体両側、ボンネット上面、後部ナンバープレート装着位置の4ヶ所とし、大学名は競技車両の両側面の2ヶ所とする。
- 2、 永久ゼッケンの形状および大きさについては、明瞭に識別できるものであること。一文字の大きさは、ボンネット上面および車体側面は縦 20cm 横 13 cm 程度以上。後部ナンバープレート装着位置は縦 10cm 横 7 cm 程度以上のものが望ましい。字体は少なくとも一般的に判読可能なものでなければならない。なお、後部ナンバープレート装着位置に装着するプレートの材質は、転倒した際にも容易に破損しない程度の強度を持つものが望ましい。
- 3、 色については、表記する車体部分の色に対し容易に識別可能な色でなければならない。
- 4、 ゼッケンおよび大学名は競技走行中に脱落または剥がれ落ちるようなことがないようにすること。

第 14 条：一般安全規定

1. 競技中は運転席側の窓、およびサンルーフを全閉すること。
2. すべての車両は 3 点式又は JAF 国内競技車両規則のシートベルトに関する規定に適合した 4 点式以上のシートベルトを装着すること。
3. パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
4. エンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
5. オープンカーは 4 点式以上のロールバーを取り付けること。

第 15 条：競技方法・計時及び罰則・失格規定

1. 原則としてスタートはゼッケン順とし、競技委員の誘導によって 1 台ずつスタートラインに対し車体を垂直にし、前端をラインに合わせ、スタートの合図を待つものとする。
2. スタート合図はフラッグが下から上に振り上げられた瞬間とする。
3. スタート法はフライングスタートとし、タイム計測は自動計測器により 1/100 秒まで計測される。
4. 開催日の受付時間に遅刻した参加者は理由の如何に関わらず出走できない。
5. ゴールライン通過と同時にチェッカーフラッグが振られ、計測は終了する。
6. スタート合図前にスタートラインを越した場合、走行タイムに 5 秒加算する。
7. スタート合図後 10 秒以内にスタートしない場合、当該ヒートを無効とする。
8. パイロンの接触・移動又は転倒が判断された場合 1 回につき 5 秒を加算する。
9. コースから脱輪した場合、1 輪につき 1 回 5 秒を加算する。
10. 4 輪が同時に脱輪した場合（コースアウト）は当該ヒートを無効とする。
11. 走行中に他の援助を得た場合は当該ヒートを無効とする。
12. スタート後 3 分以内に競技を終了しない場合は当該ヒートを無効とする。

13. 第1ヒートの出走が著しく危険と判断された車両は第2ヒートの出走を認めない場合がある。この判断に対する抗議は受け付けない。
14. ミスコース・コースのショートカットと判断された場合には当該ヒートは無効とする。但し、ミスコース・ショートカットなどに気づき直ちに正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
15. 競技委員の指示に従わない場合は失格とする。
16. 不正行為をした場合は失格とする。
17. コースアウトなどで他人及び施設に重大な損害を与えた場合は失格とする。
18. 公式車検を受けたあとから車両保管が解除になるまでの間に技術委員長の許可を得ずに競技車両の持ち出し・変更・改造を行った場合は失格とする。
19. 競技長の許可無く競技車両を積車両に乗せることを禁止する。
20. 公式車検の際、本大会に不的確と判断された車両は出走を認めない。その際、参加料は返却しない。
21. 車高は、当該自動車製造者発行の、カタログ等の主要諸元一覧表の高さから、±5 cmの範囲を超えないこと
22. 最低地上高
スピードSA車両では全高の範囲にかかわらず、9 cmとする。ただし、アンダーカバー等の装着車両の当該部位は±5 cmとする。
また、スピードSC車両は、車両の1つの側面（前・後・左・右）のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接地してはならない。このテストは、競技出走状態（ドライバーが搭乗し）平坦な面上で行われること。
23. 競技中にボンネット等が開いた場合失格とする場合がある。

第16条：信号旗の意味

- | | |
|----|--------------|
| 黄旗 | パイロンタッチ・脱輪 |
| 赤旗 | 危険あり、直ちに停止せよ |
| 黒旗 | ミスコース |
| 緑旗 | コースクリア |

第17条：順位の設定

1. 原則として2ヒートで行い、そのうち良好なタイムを採用する。
2. 団体の部は各選手の良好なタイムを合計したものとする。
3. 同一タイムの場合、以下の順に決定をする。
 - 1 セカンドタイムの良い方
 - 2 排気量の小さいほう
 - 3 ベストタイムを先に記録したほう
 - 4 大会審査委員会の決定による

第18条：損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品などの損傷・盗難・紛失などの損害、及び会場の施設器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を持って負わなければならない。
2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。即ち、大会役員・競技役員がその職務に最善を尽くすことはもちろんで

あるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会役員の死亡・負傷・車両の損害に対して一切の損害補償責任を負わないものとする。

第 19 条：抗議及び抗議の時間制限

1. 参加者は本特別規則に規定する以外で不当に処遇されていると判断したときは抗議の時間制限内で抗議する権利を有する。但し審判員の判定・使用コース・計時に関する抗議は認めない。抗議を行うときは必ず文書により理由を明記し、抗議料 20,380 円を添えて競技長に提出すること。
2. 参加車両に関する抗議は、抗議対象とする個所を明確に文書に記載しなければならない。抗議によって必要とされる車両分解費用などは、抗議が否決された場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。
3. 抗議の裁定は大会審査委員会が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者のみに伝えられる。裁定結果に基づき、抗議料は抗議が認められた場合及び審査委員会が返還を決定した場合のみ返還される。
4. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
5. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出されなければならない。
6. 協議中の過失又は反則に関する抗議は、参加者がゴール後 30 分以内に提出されなければならない。

第 20 条：競技会の延期・中止・短縮

1. 保安上又は不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により、競技会の延期・中止及びコースの短縮・競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技中止の場合、参加料は全額返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期される開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。
3. 短縮の場合はクラスごとに順位の判定ができる限り、当該クラスの競技が成立したものとする。

第 21 条：参加者の遵守事項

1. 国際スポーツ法典ならびに国内競技規則、同付則及び大会特別規則、競技運営上のあらゆる規定競技役員の指示に従うものとする。これらに違反するものはすべてのスポーツ委員会に提議され、資格停止処分以上の罰則が適用されることがある。
2. 競技中はレーシングスーツ・レーシングシューズ・及びレーシンググローブの着用が望ましい。また、競技用ヘルメットは JAF が別に定める「ヘルメットに関する指導要領」に適合するものを着用する。
3. すべての参加者は常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し言動を慎むものとする。
4. 競技中又は競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。
5. 会場内での空吹き・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。

第 22 条：本規則の違反

本規則に対する違反の処罰宣告は大会審査委員会が行い、訓戒・罰金・タイムの加算・失格などがその違反の軽重に応じて適用される。タイムの加算は順位判定のタイムに5秒以上が加算される。

第23条：本規則の解釈

本規則及び大会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈についての懐疑は、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。